令和８年度　横須賀市立大矢部中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和　８年　４月　１日策定

１．いじめの防止等に向けた基本姿勢

（いじめの定義）「いじめ防止対策推進法」より第二条 この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは，いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し，学校の中での安心した生活や教育の機会を奪うものであります。いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命または精神及び身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

本校では，いじめはどの生徒にも起こりうる，どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ，生徒の尊厳が守られ，生徒をいじめに向かわせないための未然防止に，全ての教職員が取り組む必要があると考えます。その為に，生徒が，周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中，安心・安全に学校生活を送ることができ，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり，学校づくりを行っていくことに日常的に取り組みます。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより，いたずらにストレスにとらわれることなく，互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していく環境整備に努めます。

そうした未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうかについては，日常的に生徒の行動の様子を把握したり，定期的なアンケート調査や生徒の出欠席の状況に気を配る等で検証・検討を行い，体系的・計画的に取り組みを継続をしていくために「学校いじめ防止基本方針」を定めます。また、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付け、いじめ防止のための取組の改善を図ります。

２．いじめ防止等に取り組むための校内組織

いじめの防止等を実効的に行うため，以下の構成員により「学校いじめ防止対策委員会」を設置し，全体会を年に 3 回行います。（表１）

学校の教職員がいじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的に対応します。

また，その活動をより効果的にするために，月に一度の「生徒指導支援情報交換会」兼「校内いじめ防止対策委員会」（表２），を活用し，きめ細かく生徒の様子を把握し，情報を共有する中で，専門職等のアドバイスを受けながらいじめ防止に係る取り組みの企画立案，対応策の検討を行います。

いじめ事案発生時は，速やかに緊急会議を開いて対応を協議します。

＜校内組織の活動内容＞

・いじめ対応への検討・対応方針の決定

・いじめ相談・通報対応

「学校いじめ防止対策委員会」全体会では，全ての構成員が集まり，いじめ防止等の取り組みの検討，検証を行います。

＜校内組織の活動内容＞

・いじめ対応への検討・対応方針の決定

・いじめ相談・通報対応

＜年間活動計画＞

いじめ防止の観点から，学校教育活動全体を通じて，いじめ防止のための様々な取り組みを体系的・計画的に行うため，いじめの早期発見の取り組み，早期対応の取り組み，いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など，年間計画を別に定めます。（表３）

表 1 「学校いじめ防止対策委員会」

学校内	学校外
校長 教頭 生徒指導担当 1 年学年主任 2 年学年主任 3 年学年主任	ＰＴＡ会長 学校運営協議会

表２ 「生徒指導支援情報交換会」兼「校内いじめ防止対策委員会」

校長 教頭 生徒指導担当 支援教育ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ 1 年学年主任 2 年学年主任 3 年学年主任	1 年生徒指導係 2 年生徒指導係 3 年生徒指導係 ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ 登校支援相談員 特別支援学級代表

３．いじめの未然防止

ア　いじめについての共通理解を図ります。

いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて，校内研修や職員会議で周知を図り，平素から教職員全員の共通理解を図っていきます。

また，生徒に対しても，全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が，日常的にいじめの問題について触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していきます。

イ　いじめに向かわない態度・能力を育成します。

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実，総合的な学習の時間等の体験活動の推進により，生徒の社会性を育むとともに，幅広い社会体験・生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重する態度を養います。

また，自他の意見の相違があっても，互いを認め合いながら建設的に調整し，解決していける力や，自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる

力など，生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てます。

ウ　いじめが生まれる背景を排除します。

いじめ加害の背景には，勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう，一人一人を大切にし，ユニバーサルデザイン化を意識した分かりやすい授業づくりを進めていきます。

また，学級や学年，部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていきます。教育活動全体を通じて，ストレスを感じた場合でも，それを他人にぶつけるのではなく，運動・スポーツや読書などで発散したり，誰かに相談したりするなど，ストレスに適切に対処できる力を育んでいきます。

エ　指導のあり方に細心の注意を払います。

教職員の不適切な認識や言動が，生徒を傷つけたり，他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方には細心の注意を払います。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は，いじめている生徒や，周りで見ていたり，はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず，いじめられている生徒を孤立させ，いじめを深刻化することを常に認識します。また，障害（発達障害を含む）について，適切に理解した上で，生徒に対する指導に当たります。

オ　生徒の自己有用感や自己肯定感を育みます。

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために，全ての生徒が，認められている，満たされているという思いを抱くことができるよう，学校の教育活動全体を通じ，生徒が活躍でき，他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し，生徒の自己有用感が高められるよう努めます。その際，教職員はもとより，家庭や地域の人々などにも良いことの情報を発信したり，協力を求めていくことで，幅広い大人から認められている，見守られているという思いが得られるよう工夫していきます。また，自己肯定感を高められるよう，行事を通して少し大変な状況を乗り越え，達成する喜びを味わえるような体験の機会を積極的に設けます。

カ　生徒自らがいじめについて学び，取り組む機会を作ります。

生徒会活動を通して，生徒自らがいじめの問題について学び，そうした問題を生徒自身が主体的に考え，生徒自身がいじめを自分のこととして捉え，防止を訴えるような取組を推進します。

４．いじめの早期発見基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，ＳＮＳやツイッター，遊びやけんかふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し，たとえ，ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って，早い段階から複数の教職員で的確に関わり，いじめを隠したり軽視したりすることなく，いじめを積極的に認知します。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め，生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに，教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い，情報を共有する雰囲気を作ります。

ア　生徒をよく理解するよう努めます。

①休み時間や放課後等の生徒の雑談や言動から様子を把握するよう努めます。

②個人ノート，生活ノート，個人面談，教育相談，家庭訪問等によって生徒の様子を把握します。

・教育相談月間 6 月・11 月

イ　定期的な生活アンケートを実施し，生徒の状況を把握します。アンケートは年２回実施し（6 月，11 月），安心していじめを訴えられるようにしています。

ウ　生徒や保護者，教職員がいつでもいじめに関して相談できるよう，相談窓口の周知に努めます。

①横須賀市教育委員会 子どもの悩み相談ホットライン 046-822-6522

神奈川県立総合教育センターいじめ 110 番　 0466-81-8111

②校内相談窓口 各学年主任, 養護教諭

③スクールカウンセラーの活用

５．いじめへの対処

基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに，教育的配慮の下，毅然とした態度で加害生徒を指導します。その際，謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく，社会性の向上等，生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。

また，教職員全員の共通理解の下，保護者の協力を得て，関係機関・専門機関と連携し，対応に当たります。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

①遊びや悪ふざけなど，いじめと疑われる行為を発見した場合，その場でその行為を止めます。発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず，管理職と「生徒指導情報交換会」に直ちに情報を共有するよう報告をします。

②その後は，組織が中心となり，速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして，いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は，校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡します。

③生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には，真摯に傾聴します。ささいな兆候であっても，いじめの疑いがある行為には，早い段階から的確に関わりを持つよう心がけ, いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。

④教職員共通理解の下，保護者の協力を得て，関係機関・専門機関と連携して対応に当たります。

⑤それでも尚，いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っても，その指導により十分な効果を上げることが困難な場合と判断し，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは，いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から，所轄警察署と相談して対処します。また，生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに所轄警察署に通報し，適切に援助を求めます。

イ いじめられた生徒又はその保護者への支援

①いじめられた生徒から，事実関係の聴取を行います。その際，いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど，自尊感情を高めるよう留意します。また，生徒の個人情報の取扱い等，プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていきます。

②家庭訪問等により，その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えます。いじめられた生徒や保護者に対し，徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え，できる限り不安を除去するとともに，事態の状況に応じて，複数の教職員の協力の下，当該生徒の見守りを行うなど，いじめられた生徒の安全を確保します。

③いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携し，いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくります。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり，状況に応じて出席停止制度を活用したりして，いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。

④状況に応じて，教育委員会等とも相談しながら，スクールカウンセラー等心理や福祉等の専門家，教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る様にします。

⑤いじめが解決したと思われる場合でも，継続して十分な注意を払い，折りに触れ必要な支援を行うことを心がけます。また，事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切にいじめられた生徒の保護者に提供します。

ウ　いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

①いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い，いじめがあったことが確認された場合，迅速に保護者に連絡し，事実に対する保護者の理解や納得を得た上，学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに，保護者に対する継続的な助言を行います。

②いじめた生徒に，いじめは人格を傷つけ，生命，身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させます。なお，いじめた生徒が抱える問題など，いじめの背景にも目を向け，当該生徒の安心・安全，健全な人格の発達に配慮します。

③生徒の個人情報の取扱い等，プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていきます。いじめの状況に応じて，心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下，特別の指導計画による指導のほか，さらに出席停止や警察との連携による措置も含め，毅然とした対応をします。その際，教育的配慮に十分に留意し，いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し，健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行うことを本人，保護者にも十分理解させるようにします。

エ　いじめが起きた集団への働きかけ

①いじめを見ていた生徒に対しても，自分の問題として捉えさせます。たとえ，いじめを止めさせることはできなくても，誰かに知らせる勇気を持つよう伝えます。また，はやしたてるなど同調していた生徒に対しては，それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。なお，学級全体で話し合うなどして，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶しようという態度を行き渡らせるようにします。

②いじめの解決は，加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく，被害

生徒と加害生徒を取り巻く周りの集団が，好ましい集団活動を取り戻し，新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを認識し，全ての生徒が，集団の一員として，互いを尊重し，認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくよう努めます。

オ　ネット上のいじめへの対応

①ネット上の不適切な書き込み等について，事実が確認された時点で，被害の拡大を避けるため，保護者と協力して直ちに削除する措置をとります。こうした措置をとるに当たり，教育委員会と相談し，拡大が心配される場合には必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めます。なお，生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに所轄警察署に通報し，適切に援助を求めます。

②書き込みや投稿をした生徒には，名誉毀損やプライバシー侵害等は犯罪である旨をしっかり教え，保護者の協力を得るようにします。

③インスタントメッセンジャー、パスワード付き SNS（ソーシャルネットワーキングサービス），携帯電話のメールを利用したいじめなどについては，より大人の目に触れにくく，発見しにくいため，学校における情報モラル教育を進めるとともに，保護者においてもこれらについての理解を求めていく活動を進めます。

カ　具体的な対応については，横須賀市教育委員会「いじめ問題の理解と対応」の冊子に則って行います。

キ　特に配慮が必要な児童生徒に係るいじめについては、当該児童生徒の特性を踏まえ、日常かつ継続的な支援を行います。

6．重大事態への対応

《重大事態の定義》

「重大事態」とは，法第 28 条第 1 項第 1 号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき」，第 2 号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

重大事態が発生した場合には国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、次の対処を行います。

ア　重大事態が発生した旨を，教育委員会に速やかに報告します。

イ　教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織を設置します。

ウ　上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施します。

エ　上記調査結果については，いじめを受けた生徒・保護者に対し，事実確認その他の必要な情報を適切に提供します。

7．その他学校としての留意事項

ア 組織的な指導体制をつくります

①いじめへの対応は，校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立します。
②いじめの問題等に関する指導記録を保存し，生徒の進学・進級や転学に当たって，適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとります。また，小学校とも連携をして同様の情報を共有できるようにします。
③必要に応じて，心理や福祉の専門家，弁護士，医師，教員・警察など外部専門家等と連携できる体制を常につくります。

イ　校内研修の充実を図ります。

全ての教職員の共通認識を図るため，少なくとも年に一回以上，いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行います。

ウ　生徒と向き合うために校務の効率化を図ります

教職員が生徒と向き合い，生徒理解を深め，いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため，校務分掌を適正化したり，時間の確保ができる教育課程の編成をしたり工夫に努めます。

エ　学校評価と教員評価を活用します。

学校評価において，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，問題を隠さず，いじめの実態把握や対応が促されるよう，いじめに対する学校の具体的な取組状況や達成状況を評価していただき，学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組みます。

教員評価において，いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価します。この際，日頃からの生徒理解，未然防止や早期発見，いじめが発生した際の，問題を隠さず，迅速かつ適切な対応，組織的な取組等がなされたかを評価し改善に役立てます。

オ　地域や家庭との連携を図ります。

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで，地域や家庭に対して，いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに，家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図ります。連合町内会や地域との連絡会の中でいじめへの取組について積極的に発信すると共に，発生した際には，問題を隠さず，協力を求めていくようにします。

別紙 表 3 大矢部中学校 いじめ防止対策のための年間指導計画

	教職員の活動	生徒への活動	保護者・地域への活動
4 月	○生徒指導支援情報交換会 ・困り感を持つ生徒の把握 ・いじめ防止対策に関わる共通理解・情報交換 ・生徒に対する情報交換	【学級活動】 ・学級開き ・人間関係つくり ・学級ルール作り 【学年活動】 ・学年開き	【保護者会】 ・保護者会でいじめ防止対策についての説明・啓発 【地域各連絡会】 ・諸連絡会で，いじめ防止対策についての説明
5 月	○生徒指導支援情報交換会 ・生徒に対する情報交換	・教育相談月間 【校外活動】	【地域各連絡会】 ・学校の様子を発信し，地域との情報交換
		・校外行事を通した人間関係つくり	

6 月	◎学校いじめ防止対策委員会 ○生徒指導支援情報交換会 ・生徒に対する情報交換	・学校生活ｱﾝｹｰﾄの実施	【地域各連絡会】 ・学校の様子を発信し，地域との情報交換
7 月	○生徒指導支援情報交換会 ・生徒に対する情報交換 夏休み中の支援体制	・生徒の困り感の把握	【三者面談】 ・保護者との情報交換 【地域各連絡会】 ・学校の様子を発信し，地域との情報交換
8 月	・夏休み後の生徒の様子の情報交換と対策	・休み明けの経過観察	
9 月	○生徒指導支援情報交換会 ・生徒に対する情報交換	・行事を通した人間関係つくり	・学校の様子を発信し，地域との情報交換
10 月	◎学校いじめ防止対策委員会 ○生徒指導支援情報交換会 ・生徒に対する情報交換	【体育祭】 【合唱コンクール】 ・行事を通した人間関係つくり	【地域各連絡会】 ・学校の様子を発信し，地域との情報交換
11 月	○生徒指導支援情報交換会 ・生徒に対する情報交換	・教育相談月間 【生徒会選挙】 ・生徒会活動を見直しながら仲間のことを考える ・学校生活ｱﾝｹｰﾄの実施	【地域各連絡会】 ・学校の様子を発信し，地域との情報交換
12 月	・生徒に対する情報交換 【学校評価の実施】 ○生徒指導支援情報交換会	【三者面談】 ・生徒の困り感の把握 【学校評価の実施】	【三者面談】 ・保護者との情報交換 【学校評価の実施】 【地域各連絡会】 ・学校の様子を発信し，地域との情報交換
1 月	○生徒指導支援情報交換会 ・冬休み後の生徒の様子に対する情報交換と対策 【小学校・高等学校との連携】 ○生徒指導支援情報交換会	・休み明けの経過観察	【地域各連絡会】 ・学校の様子を発信し，地域との情報交換
2 月	○生徒指導支援情報交換会 ・生徒に対する情報交換		【地域各連絡会】 ・学校の様子を発信し，地域との情報交換
3 月	◎学校いじめ防止対策委員会 ・今年度の成果と課題のまとめ ・生徒に対する情報交換と新年度に向けての対策 ・学校評価の活用	・生徒の困り感の把握	【保護者との連携】 ・新年度に向けて保護者との情報交換 【地域各連絡会】 ・学校の様子を発信し，地域との情報交換

※「生徒指導支援情報交換会」は原則月に 1 度開き，生徒に対するの情報交換に努める